色麻町議会決算認定審査全員特別委員会会議録（第３号）

令和７年９月１１日（木曜日）午前１０時００分開会

出席委員　１２名

１番	工　藤　昭　憲　君	２番	髙　森　すみえ　君
３番	佐　藤　　忍　君	４番	小　松　栄　喜　君
５番	相　原　和　洋　君	６番	河　野　　諭　君
７番	西　村　義　隆　君	８番	小　川　一　男　君
９番	今　野　公　勇　君	１０番	中　山　　哲　君
１１番	山　田　康　雄　君	１２番	白　井　幸　吉　君

欠席委員　なし

欠　　員　なし

色麻町議会委員会条例第14条の規定により説明のため出席した者の職指名

副町長	鶴　谷　　康　君
総務課長	遠　藤　　洋　君
企画財政課長	今　野　　稔　君
町民生活課長	渡　邊　勝　男　君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今　野　　健　君
農林課長	浅　野　　裕　君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅　原　伸一郎　君
建設水道課長	高　橋　秀　悦　君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	髙　橋　康　起　君
子育て支援課長	鎌　田　一　博　君
教育長	千　葉　律　之　君
教育総務課長兼学校給食センター所長	大河原　基　典　君
生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	竹　荒　　弘　君

農業委員会事務局長	早　坂　あゆみ　君
代表監査委員	早　坂　仁　一　君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	井　上　勝　美　君
書　　記	大　泉　信　也　君

会議日程　第３号

日程第１　認定第１号	令和６年度色麻町一般会計決算認定について
日程第２　認定第２号	令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第３　認定第３号	令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第４　認定第４号	令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第５　認定第５号	令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第６　認定第６号	令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第７　認定第７号	令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第８　認定第８号	令和６年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第９　認定第９号	令和６年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第１　認定第１号	令和６年度色麻町一般会計決算認定について
日程第２　認定第２号	令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第３　認定第３号	令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第４　認定第４号	令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第５　認定第５号	令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第６　認定第６号	令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第７　認定第７号	令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

日程第８　認定第８号　　令和６年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第９　認定第９号　　令和６年度色麻町水道事業会計決算認定について

午前１０時００分　開会

○委員長（小松栄喜君）　御参集御苦労さまです。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより決算認定審査全員特別委員会の本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

次に、委員会条例第14条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

これより日程に入ります。

日程第１　認定第１号　令和６年度色麻町一般会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第１、認定第１号令和６年度色麻町一般会計決算認定についての審査を行います。

審査の途中でありましたので、引き続き審査を行います。

歳出です。

決算書の140ページをお開きください。

第７款商工費第１項商工費３目平沢交流センター管理費、１番工藤昭憲委員の質疑から再開します。１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　おはようございます。本日もよろしくお願いします。

昨日、本員の質疑から、質疑途中でございましたので改めて、今日、質疑させていただきます。

まずこの平沢交流センター、この管理費についてですが、たしか今回で契約が４回目だったようなふうに思っております。いわゆる長期契約に入っているんだろうなあという思いがしますが、その契約についての考え方についてちょっと疑義を感じたものですから、そのことについて質疑をさせていただければと思っております。

その長期契約による、この新規参入の機会が、要するに入札の段階で新しい入札に参加する企業が減ってくるような、減るかもしれないような懸念が感じられるんですけれども、いわゆる指定管理が長く続いてくると、やはり管理企業に対しての少し遠慮っていいますかね、そういうこともなきにしもあらずなのかなという、そんなふうに感じるものですから。（「委員長」の声あり）

契約についての疑義をただしてるんですけれども駄目なの。いやいや。違う。何か言っていた人いたからさ。委員長に止められなければいいんだと思いますけれども。

その中で競争原理が働きにくくなる、結果としてサービスの質、またコスト意識が若干低くなるのかなあという私の思いがあります。それで、そのことを意識した契約の結び方というのをどのように心がけながら契約に挑んでいるのか、そのことについて確認をしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君）　お答えいたします。

契約についてということでございますが、この令和６年決算におきましては、例えば、工事請負費の中にですね、町政のあゆみで申し上げれば211ページに契約行為について記載をさせていただいているとございますが、特に平沢交流センターの機械設備あるいは空調設備等に。（「委員長」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　はい。

○１番（工藤昭憲君）　指定管理に基づいた契約の指定を聞いてるんです。

○委員長（小松栄喜君）　答弁中でございますので。

○１番（工藤昭憲君）　質疑に対する答弁ではないので、今言いました。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君）　お答えいたします。

契約につきましては、先ほど申し上げました契約行為ございますが、これは工事の内容あるいはその必要性とか、その辺をですね、十分内部で検討し（「聞いてますか」の声あり）ということでございまして、指定管理、指定管理につきましても、特段、指定管理者として、当該この指定管理者の事業者がですね、これまでの３期15年の実績がございます。これまでの管理運営の実績、そして代表企業であります同和興行ということになりますが、総合建物管理業をやっているということで、毎年毎年ですね、その都度内容を調査、そしてチェックをさせていただいて契約を締結をさせていただいている状況でございます。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　あのですね、私、本員がお尋ねしたのは、長く契約、長期の契約に至っている現時点で、令和６年度の契約の進め方として、先ほど言ったように新規参入の機会が減る可能性がある、そのことによって競争の原理が働かなかったかもしれないおそれがある。ただそのことについて疑義があるのでお尋ねしたの。だから、新規参入の機会が減らないような対策をどのようにしたのか、また、その結果としてサービスの質、コストを落とさないために、契約する側としてどういうスタンスで臨んだのかということをお尋ねしたんですけれども。全く回答になってないんですけれども、再度お願いします。

○委員長（小松栄喜君）　副町長。

○副町長（鶴谷　康君）　まず決算審査ですのでね。そのような質疑が果たして決算審査にマッチするかっていう問題もちょっとあるんですけれども、ちょっと答弁、委員長が止めてないので答弁しますけれども。

まず指定管理は、議決をもらって契約してますね。これは６年からしてるってことは、

令和５年度中に指定管理の指定ということで議会の議決をいただいて今の業者さんと５年間の契約をしていると。それに疑義があると今ここでおっしゃるのは、その議決に疑義があるって言ってるのと違いますか。そう思うんですよ。だから、もう議会の議決をもらった業者と契約して、こういう決算になりましたって今審査してる段階で、それがどうなんだっていうのはちょっと場所違うんじゃないかと思うんですけどね。だから、そこはもう少し考えて質疑をお願いしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　では、副町長の大変すばらしい回答、答弁でありますけれども、このことについては、では、要するに次年度の予算の中で、もちろん年度ごとに５年、あれだね、もう今回は５年後にしかってないんだね。要するにね、そうなるとね。

ただ、やはり要するにね、昨日も質疑、誰かしたと思いますけれども、やはり予算の上限というのはあるわけですよね、当然。指定管理料のそういうものを含めたときに、サービスをする観点からすると、そう簡単には下げられないわけだし、だからといって青天井に上げるわけにもいかないので、その辺の契約の姿勢、スタンスとしてどうだったのかなということをお尋ねしたんですけれども。それが決算についての質疑について、決算について、そのような質疑はいかがなものかという答弁でありますので、要するに質疑ということには今回のこの決算については当たらないというような指摘でございますので、そうであればこれ以上は言えないのかなと、質疑できないのかなと思いますので、質疑の仕方が悪かったんだろうなと思いますけれども。

まず終わります。

○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に進みます。

第８款土木費第１項土木管理費１目土木総務費。（「なし」の声あり）

142ページに入ります。

第２項道路橋梁費１目道路橋梁総務費。（「なし」の声あり）

２目道路維持費。（「なし」の声あり）

144ページに行きます。

３目橋梁維持費。（「なし」の声あり）

４目筆界調査費。（「なし」の声あり）

５目王城寺原演習場関連公共用施設整備事業費。（「なし」の声あり）

146ページに入ります。

第３項河川費１目河川総務費。10番中山　哲委員。

○委員（中山　哲君）　河川費のね、河川愛護っていうことで25万円ついてます。この中で、25行政区が全てこの河川清掃というかね、に携わるわけですけれども、今年の高齢化が進む中でね、この河川愛護工事事業等々についても支障が来してるというのが現実かなあというふうに捉えます。身近なところで自分らほう等々、地区でもそういった傾向が見られるようになってますのでね。そこでね、これらについて今後改善する考えは

あるのかどうなのか、お尋ねをしておきます。
○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。
○建設水道課長（高橋秀悦君）　お答えいたします。
　まず、令和６年度までは今までどおり実施してもらっておりましたが、令和７年度からでございますが、河川清掃につきましては、作業軽減を図るということで堤体の草刈りを重点的にしてもらうような形になりました。あと県よりですね、併用している常用の草刈り機を地区のほうにお貸しして刈ってもらえるような形も準備をしております。あと中の中洲につきましては草生えているという状況でございますが、全部刈る必要がなく、取水口がある部分だけを刈ってもらうような形で、作業時間を２時間から２時間半をめどにして実施してもらうような形に現在はしております。
　以上です。
○委員長（小松栄喜君）　10番中山　哲委員。
○委員（中山　哲君）　先ほど今後っつったけど今後ではちょっと駄目になるかもしれませんね。そういった中で改善はされたということであるんですけれども、堤体１メーターか。あと中州は刈らなくてもよいという。問題は中洲なんですよ。中州を処理しなくてもいいとなるとね、大雨の際にはね、非常に災害の危機っていうかね、それは大きくなるというふうに私は認識してるんですけれども、その中洲の処理について、しなくても町ではいいと言いながらも、やはり処理をしていかなければ水害にはかなり大きい被害が被るんじゃないかなあという懸念をするわけですから、そういったのについて刈らなくてもいい対応はどういった対応をするのか、お尋ねします。
○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。
○建設水道課長（高橋秀悦君）　お答えいたします。
　中州の処理の関係でございますが、こちらのほうは原因となるものが河川に堆砂している土砂の傾向だと思われます。その土砂があることによって草が生えるということでございますんで、やはりこの中州にある土砂の撤去ということで県のほうに要望はしております。それで、実際的に、今年度からなんですけど、長谷川のほうから土砂のしゅんせつをしてもらうような状況になりましたんで、来週あたりにも県のほうでほかの河川のほうの確認にも来るということでございましたので、今後は土砂の撤去のほうを中心的にやってもらうような形にしたいと思っております。
　以上です。
○委員長（小松栄喜君）　10番中山　哲委員。
○委員（中山　哲君）　今後、県にお願いして中州はちゃんとやってもらうと。そして、今、何、長谷川が最初。結構河川っていうのがあるもんだから、そういった中でね、その中州の処理をしていただくのに、浚渫っていうかね、そういった形でやるんだろうと思うんだけども、計画としては県にお願いをして全ての河川っていうかね、その中州を処理できる期間っていうかね、その範囲、まあ期間だね。その期間はどのくらいに見ているのか、お尋ねします。

○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。
○建設水道課長（高橋秀悦君）　お答えいたします。
　中州のしゅんせつの期間ということでございますが、やはりこれ町でするものでございませんので、県のほうでする事業でございますんで、何年かかるかっていうのはちょっと分かりかねます。
　以上です。
○委員長（小松栄喜君）　委員に申し上げます。
　決算審査でございますので、決算に沿った質疑をお願い申し上げます。10番中山　哲委員。
○委員（中山　哲君）　決算に沿ったと言われるとね、決算に沿ったようにしたいんですけれどもね。
　まずね、今、県だから分かんないということなんですけれども、実際、一番、町として県にお願いする優先順位というのはどういう順位をつけているのかお尋ねします。
○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。
○建設水道課長（高橋秀悦君）　お答えいたします。
　優先順位ということでございますが、やはり中州の状況ですね、まず把握した上で、多いところからの河川から順位はつけております。
　以上です。
○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
　２目河川維持費。（「なし」の声あり）
　第４項住宅費１目住宅管理費。５番相原和洋委員。
○委員（相原和洋君）　ものを知らないのでちょっと教えていただきたいと、お尋ねしたいことがございます。
　報償費でございます。町営住宅管理補助員の謝礼というものがございます。27万9,000円。これ具体的にどういった方々で、何名で謝礼として出されてるのか、お尋ねをしておきたいと思います。
○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。
○建設水道課長（高橋秀悦君）　お答えいたします。
　町営住宅管理補助員謝礼ということで27万9,000円の件でございますが、これは住宅施設の破損状況の確認や連絡、敷地内等の管理清掃の維持管理をしてもらう方の謝礼でございます。二反田住宅で１名、上ノ原住宅で１名でございます。二反田住宅につきましては単価が一応ですね、町で決めてる3,100円ということで3,100円の72戸で22万3,200円、あと上ノ原住宅におきましては単価が同じで3,100円の18戸で５万5,800円で、合計がですね、27万9,000円となります。
　以上です。
○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。
○委員（相原和洋君）　町営二反田、上ノ原の分の謝礼ということで、それは分かるんで

すけど、この方々はどういった方々なんでしょうかとお尋ねしたんですが、具体的にどういった方か言えるんであれば、特別職とかそういう方々ではないと思うんで、その点、教えていただければと思います。

○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　大変すみませんでした。

この管理している方でございますが、住宅の住んでいる方でございます。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　よろしいですか。５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　住民の方が大家さんの補助をするような形で管理をしていらっしゃると。その際、その１名の方、両方ともにですけど、決める基準といいますか、この方にお願いしようという根拠が多分あったと思うんですよ。どういった部分でそういった根拠でそういった方々を選ばれているのか、お示しをいただきたいと思うんですがいかがですか。

○委員長（小松栄喜君）　建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　お答えいたします。

根拠ということでございますが、やはりその住宅の中で信頼できる方を町では選定しているということで頼んでおります。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

148ページです。

２目木造住宅耐震調査費。（「なし」の声あり）

３目危険ブロック塀除去費。（「なし」の声あり）

第５項下水道費１目下水道事業費。（「なし」の声あり）

第９款消防費第１項消防費１目非常備消防費。（「なし」の声あり）

150ページに行きます。

２目消防施設費。（「なし」の声あり）

３目水防費。（「なし」の声あり）

４目災害対策費。（「なし」の声あり）

152ページに入ります。

第10款教育費第１項教育総務費１目教育委員会費。（「なし」の声あり）

２目事務局費。５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　何点かお尋ねをさせていただきたいと。ここの報酬というものがございます。１節いじめ問題対策連絡協議会会員の報酬及びいじめ問題調査委員会の報酬、連絡協議会は10名だったかなと、あと調査のほうについては５名で多分出されてる内容かと思います。この方々、町政のあゆみを見ますと240ページ、メンバーは載っておりますけれども、１年間、本町の学園は１校しかございませんので、いじめ対策につ

いてはどのようなことをなされてきたのか、この方々。また、その上で調査アンケートはどうだったのか、あったのかないのか。いじめ対策防止推進法なるものも国でありますので、本年についてどうだったのかをまずお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、お答えいたします。

本町のいじめ問題対策連絡協議会、委員おっしゃいますとおり、10名の委員で令和６年度２回の会議を行っております。また、いじめ問題調査委員会に関しましても、５名の委員で１回の会議を行っております。連絡協議会のほうに関しましては、教育委員会のほうでつかんでおります学校での現状のいじめの状況等を含めまして、そちらの情報の共有、またそれに対して御意見をいただく、そういった形の会議を行っております。また、調査委員会に関しましても、いわゆる調査委員会の内容というのが、いじめ問題に対しての指導助言プラス重大事態に対しての調査となっておりますが、そちらの１番目の指導助言のほうをいただくような形で令和６年度は一度オンラインで会議を行っている状態でございました。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今、教育総務課長から答弁いただきました。

協議内容、いじめの状況についてということで、あゆみもあります。現状どうなのか、この部分。もしお答えできるんであれば、いじめが実際あった、ない、そういった部分も多分、連絡協議会の中で学校の運営協議会と絡みがあるもんですから出てるんではないかなと思いますので、その点、お示しをいただきたいと思うんですがいかがですか。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、教育委員会のほうで把握しております令和６年度におきましてのいじめの認知件数についてお答えします。

ただどうしても本町、学校１校ということもございますので、学年もしくは前期、後期というところについては伏せさせていただいて、あくまで件数ということでの報告とさせてください。

令和６年度におきましては認知件数が全部で４件でございます。また、令和６年度中におきまして、うち２件が解消しております。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　４件の認知件数を本町のほうとしては確認、協議会のほうでは確認していると。そのうち２件、半分の件数は解消済みだと。まだ２件は残っていると。その２件に対して、その方々、今後どのように引き続き、これを解消に向けてやられるのか、そういうことも多分いじめ状況としては多分、課題の中身に乗ってると思いますんで、それについてはどのような内容なのか。またこれが重大事案として２件残っていくのかどうか、内容的には厳しい部分ありますよね。教育長含め、その点どのように把

握なされ、今回、これを認識して令和６年の決算に向けて考えられたのかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、お答えいたします。

令和６年度末の段階で２件が未解消の状態でございましたが、状況といたしまして関係は良好な状態まで回復している。ただ、令和６年度末の状態では引き続き見守りを行っているという状態でございました。加えまして、実は年度を越えまして令和７年度に入って、その２件のうち１件は解消しております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　さらに、令和７年の話するとおかしくなるんでね。あくまでも今２件は解消し、もう１件は快方に向かっていると。ただし、まだ１件残ってる、前段のこの４件というのが前年からの絡みで来てる案件だったのか、それとも令和６年に発生した案件なのか、多分そこいらの状況はどうなのか、再度お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

前年度からの継続案件が、令和６年度発生は４件のうち２件が継続案件、残りの２件に関しては、いわゆる学校生活アンケートで発覚したものが、年度内発覚が２件でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　毎年毎年、学園においては、そういったいじめに対するアンケート調査をなされてると思います。そのあたりの傾向を、タイミング、どのタイミングでそれをやるか。初めの５月、６月の段階、入替えどきというんですか、入学、新学期始まりでやってるのか、それとも２学期以降の12月近くでやられてるのか、それによってもこの件数の数字が変わってくると思います。そういった分析を含め、教育委員会、いじめ対策のほうでは、その部分の調査もしていらっしゃると思います。今回、これをやったのがどのタイミングでやって、この４件出て、これが果たして適正かどうかと自分たちで判断をし、なおかつ調査委員会に残っている案件も付託しながら、重大事案ではないもののこれについての対処、有識者の方々やられてると思いますので、そういった話をどのように聞いてるのか、その上で学校の評価というものにつながっていくんではないかなと思われますんで、そういった分析をこの６年、この中でどのようになされたのかを答弁求めたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、まず学校生活アンケートの行い方ですが基本的に毎月やっております。そして、そちらのアンケートの結果に学校のほうで管理職まで目を通していただいて、その中に何かしらいじめのサインとな

るもの、そういったものがあるかないかを確認していただき、何かしら気になった部分に関しては、生徒自身による確認、そういった形で行っていただいたことで令和６年度中の発覚等につながっている状態でございます。現状そういった形で、まずいじめについてはどうしても被害者側が嫌だと思った時点でやはりいじめの可能性出てきますので、まずそれを発生するのはしようがないにしても、まず見逃さないという考え方で学校のほうで見守っていただいてるところでございます。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　調査委員会のほうに関してでございますが、調査委員会にまず重大事態として、まだそういった状態まで起こっているわけではございませんので、現状はこちらの案件についてというよりも町のいじめ対策についての取組状況をお話しした上で、それぞれの専門的な立場から御意見をいただいている、そういったのが令和６年度の調査委員会でございました。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　方針について、いじめ関係については分かりました。

また、同じくここにですね、学校運営協議会の方針もございます。メンバー的には、たしか規律的には10名の委員の方がおられたと思います。あゆみの242ページ、ちょっと気になった部分で主な協議内容、もし差し支えなければと思います。

次年度の学校運営方針の案についてというのが載っております。令和６年度の事業実施をして、課題成果を見た上で、次年度について何か課題があって、それを新たに変えるとかそういった話はあったのかどうか。６年度の中でそういった協議を多分なされたんではないかなと思うので、もし差し支えなければそういった部分をちょっとお示しいただきたいなと。極端に変わるっていうんであれば別ですけども、こういった部分の体制をよりよいものにして、生徒児童の方々が９年間過ごしやすいという部分で多分協議会発足してますんで、そのあたりがどうなのか。あればお示しいただきたいなと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、まず学校運営協議会の中で行われました学園についての評価の部分について、まず会議の内容についてちょっと御説明いたします。

まず、学園のほうより学校の状況についてということで、学力の状態であるとか、もしくは学校評価保護者アンケートというものを行いました。そちらで出た結果のほうについて委員と情報を共有したところでございます。また、その保護者アンケートの中では、例えば、前期、後期ともにでございますが、学校はお子さんにとって楽しく過ごせる場所になっているか、そういった質問、幾つか項目あるわけですけど、まず一番大きな項目について、よく思う、大体思うという肯定的な回答ですね。どちらの質問、前期、後期においても、どちらも90％を超えた回答になっているという旨、御報告していると

ころでございます。

それを受けた上で委員のほうから、まず学校についての運営方向については９割良好であればということで了解をいただいてるところ、その後、委員のほうから、例えばですね、翌年度、例えば後期の英語にもう少し力を入れたらいいのではないか、もしくは危険箇所について認知してる部分あるのでそういった部分についての注意喚起、そういったものに力を入れたほうがいいのではないか、そういった意見をいただいているところでございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今年度の事業を振り返ってアンケート調査を含め、協議会のほうでは、おおむね良好だろうと。その上で、課題がこういった部分がある、今言った英語力、あと、そういった部分に力を入れていただきたいということを多分協議会のほうとしては、教育長さんなり、もしくは校長のほうにお話が出てるのかなと思われます。分かりました。それについては次年度のことですから、それ以上は聞きません。

続きまして、７節の報償費でございます。今、学力の部分、英語力という言葉が出たもんですから、報償費の中に国際交流推進委員会の謝礼２万2,800円、小さいですけどもね。これについては、当初の附帯意見にもあったと思われます国際交流についての今後の在り方という部分が出てるもんですから、１年間どのようにそれを推進し、これからの国際力を向上した若い世代をつくっていくのかということで多分考えていらっしゃると思います。そういった部分をどのようにこの委員会の中で話が出たのか出ないのか。出たとは思うんですけど、そういった部分どうなのかをまずお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、国際交流推進委員会についてでございます。令和６年度、こちらの会議のほう、１回実施してございます。この会議におきましては、現状、委員会といたしまして、町といたしまして今後の国際交流の在り方として考えている部分、委員様に集まっていただいて、まずこちらの考え方をお示ししたというところでございます。まず去年、６年度中に関しては１度の会議で終わっております。その後、今後ですね、そちらの考え方、もう少し固めていくためにさらに協議を進めていく考え方でございます。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　私の記憶が正しければ、今年度、令和６年において、たしか鳴子の関係でドイツの方が学園に来られて後期課程の学生の方々と交流をなされたというようなお話を聞いてたと思うんですよ。その部分を踏まえながら、その発表なんかも聞かせてもらっております。それを今後、その部分において本町の教育セクションとしての教育委員会はどのように捉えて、この国際交流なるものを今後進める上での起爆剤にするのかどうなのか、そういった話があったんではないかなと、学校の評価の中にもそう

いった部分があるんではないかなと思ってお尋ねしてるんですが、再度そういった部分どうなのか。答弁ができてると思いますのでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小松栄喜君）　教育長。

○教育長（千葉律之君）　それでは、私のほうから話させていただきたいと思います。

国際交流についてですが、2022年度以降ですね、非常にこの2022年ですか、１月から始まってですね、非常に円安が進んだということがあったわけですね。この円安が進んだということでかなり旅費とかそういったものが高くなったと、外国に行くのが高くなったということもありまして、今まで海外っていうふうなことをやっていたわけですよね、国際交流ということで。それが結構高くなってしまったということがあって、難しくなってきたということがまず最初にあったということでございます。それを受けましてですね、どのような方向で今後行くかっていうところまでまだはっきりと決まったわけではございません。今後ともまた会議を進めていくってことになりますけども。

先ほど委員さんのほうから話がありました国際交流について、鳴子の方ですね、鳴子国際交流協会の方でイタガキさんという方がいらっしゃったんですけども、その方が、昨年度ですね、文化祭のときに留学生、ドイツ人の留学生を連れてきていただきまして、そのときに、文化祭の前の日に子供たち中学２年生に相当する８年生ですけども、その人たちが自分の絵をですね、鑑賞していただき、そしてそれを自分の英語でスピーチすると。ドイツ人の方々ですけども英語勉強してますので、そのドイツ人の方々も英語でスピーチすると、そういうウィン・ウィンな関係で英語をともに勉強できるというふうな体制を昨年度行いました。

それにつきまして、これからもそれを続けていきたいというふうに思います。それは35回、鳴子国際交流協会のほうではドイツに行ったり来たりしながら交流を進めているんですけども、今年は行く体制になったので、日本から行く体制になったんでドイツの方が来るっていうことはないんですけども、そういうときにはどうするかと申しますと実は大崎のほうに大崎市立大崎日本語学校というのができたんですね。そこの日本語学校のところには、外国から多数の方々が来ております。そういった方々との交流を図りたいというふうに思い、我々のほうで動いたところですね、前の指導主事だった方、こっちで指導主事だった方が校長やってますんで。校長先生のほうにお願いし、向こうから来たり、こちらから行ったりというふうなことになると思いますけども、そういった交流を進めながら、そこにいらっしゃる台湾の方々、ベトナムの方々、それからインドネシアの方々と交流していきたいというふうに思うわけです。

台湾の方々は、文化面としては非常にＩＣ関係のほうが強いというようなこともありますし、そういったことも勉強になるのかなというふうに思いますし、なお国際交流ということは語学だけではなくですね、文化面でも非常に交流が図れるということ、どんな生活をしてるのか、例えば食べ物とかですね、そういったことも非常に勉強になりますし、それは地理的な学習にもなるというふうなことを行いながら、語学も併

せてというようなことをしながらやっていきたいというふうに思います。

学長の話、前学長の話をしてましたけれども、前学長というのはあくまで学校として全てのですね、生徒が、児童生徒がですね、平均というふうな形でどうなのかというふうなことを見るわけでございます。したがって、その子供たちは全員を見るということでございますから１人の取りこぼしもなくというふうな文科省の指示に沿ったものであるというふうなことを捉えております。我々もそういったところですね、全員に国際交流が、行く行かないにかかわらずですね、行ったほうがいいんでしょうけども。行かないときにはそういったことでですね、交流を図るということをですね、行っていきたいと、今後ともそれを計画を進めていきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今教育長から懇切丁寧な国際交流の考え方、在り方について答弁をいただきました。

国際交流の推進について謝礼、ここに載ってます。１回は実施してる。今、教育長の言われたことを基にして内容の吟味をなされたということで御承知しておけばいいのかどうか、再度答弁を求めたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育長。

○教育長（千葉律之君）　昨年度１回開いたその会議におきましては、そこまでは吟味しておりませんが、鳴子国際交流協会のほうは話はしておりました。すると、日本学校のほうについては、今年、ごめんなさい、７年度始めてしまったものでございますから、まだここのほうには行ってないというところで、すみません。余計なことをしました。すみません。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　分かりました。謝礼の内容、この協議内容については、今十二分に御理解をさせてもらいました。

同じくこの報償費、スクールソーシャルワーカーという方の謝礼133万5,000円、毎年出ております。100万円超えの決算額になってるというのは承知してます。あゆみにも載ってますけど、活用事業としてやられてる。金額が高い安いという話じゃないです。結果的にこれだけかかったの分かるんです。年間の件数として227件、令和６年で今回出ております。昨年の令和５年の件数、多分言わなくても課長方は御存じだと思います。増えてるのか、減ってるのか、この増えてる、減ってるという問題ではなくて今回の227件のこの相談件数の内容、いろんな多岐にわたってあると思います。どのように把握をなされ、昨年との累計を考えると分析はなされてたんだと思うんですよ。そういう意味でここに、あゆみにこういう文言が載せてたのかなと思うんで、具体的に状況どうなのか、学校内、家庭内、そういった部分の相談事があって、この227件、家庭内が多

いのか、まず学校内が多いのか、後期課程のほうが多いのか、前期課程が多いのか、いろんな問題あると思います。具体的に、もしお話のいただける範囲で構いません。個人のそういった部分、引っかかる部分があるんであれば、そういった部分どうなのか、状況分析についてお答えいただきたいと思うんですがいかがですか。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、令和６年度のスクールソーシャルワーカーの相談内容について、まず大枠でお話しさせていただきます。

相談内容の部分でございますが、件数的に、例えば、前期、後期に行った場合ほぼほぼ数字に大きく差はございません。若干後期のほうが多いかなというぐらいのところでございます。

まず、中で一番件数が多いのが不登校に関する問題ということで167件。227件のうちの167件でございますので半数以上を占めておるところでございます。また、友人関係もしくは家庭環境の問題というところが、友人関係のほうが約28件、家庭環境が20件と、多いのがそのあたりのこととなっているところでございます。

また件数が増えているという部分につきましては、見えない、数が少ないからやはりいいということはございませんので、逆にこういったスクールソーシャルワーカーという仕組み自体が浸透してきて様々な部分で相談しやすくなってきているのではないかという分析はしているところでございますが、ただそれぞれの個別の件数について、なぜ減ったか、なぜ増えたかというところについて、ちょっと現状でそこまでの分析はできていないところです。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今課長から答弁いただいて、昨年より増えてる、件数的にね。件数増えたことは悪いと私言いません。より詳細に手当てをして、そういったコミュニケーションを取りやすい環境になったんだろうということで私は取りたいかなと、今回の件、これはそう思っております。

ただ、件数内容を見ると不登校、今回ちょっとここ気になるんですけど167件。大体８割近いのが不登校の相談だと。先ほどのいじめ対策じゃないですけども、結局いじめが不登校になっていくってのは十二分に教育長も御存じだと思います。それが最終的には重大事案になったり、第三者委員会のほうに広がったりする可能性があるわけですよ。そういった部分がどうなのか、それをどのように捉えているのかをこの活用事業としてね、未然にというのができればいいんですがそうはいかない、起きてしまったことは。起きたものに対して、今後の対処の仕方で活用なされてるんだと思うんですよ。その活用を具体的に今後どう生かすためにやってるのか、先ほどの学校の評価というのもそこは出てくると思います。それをどのように捉えつつ、この不登校の167件に、ここにこだわりたくはないんですけども、これについて今後、何らかの課題として出たわけだ。対策が１年間の中で、学校でするのか、教育委員会でするのか、それとも学校運営協議会でするのか、いじめ対策推進委員会協議会でするのか、分かんないですよ、私は。そ

の点をどのように、指示出しといいますか、指針を出しながらやっていくのか、多分そういったことを１年間やられてきたんだと思います。そういった考えがもしあるんであればお示しをいただきたいと。それが１年の評価、成果になるんではないかなと思っておりますんでよろしいでしょうか。

○委員長（小松栄喜君）　教育長。

○教育長（千葉律之君）　私のほうから話させていただきたいと思います。

先ほど課長のほうからもお話あったように、話ありましたがいじめについてからまず話させていただきたいと思います。

あと繰り返しになって申し訳ないですけど、いじめはですね、いつでも起こり得るというふうな発想の、私たちの心構えとしてはそれを持ちながらいるというふうなところでございます。したがいまして、いじめが決して見逃さないというふうなこと、１件たりとも見逃さないということ、そしてそれに伴って見逃さないというのはどのくらいの見逃さないかと、やっぱりスピード感を持たないとこれはまずいわけでありまして、深くそこに入って何もしないでいくってことじゃなくて必ず何かあったときには、そのアンテナを高くし察知するということ、これが最も重要だというふうに思ってるところでございます。そういった中で、エスカレートしないようにしていくとこから始まると。その、だけじゃなくてですね、いじめというふうなものは決して許されないんだということ、これは様々な講演会とか学校の中で話されているわけであります。そういったことも踏まえながら、いじめというふうなことを捉えているというふうなところ、いじめというようなことについての中身を捉えているということを御理解いただきたいというふうに思います。

それに伴って不登校というふうなところなんですけども、ちょっと不登校といじめというのはちょっと別に考えておりまして、不登校になった際にはどのような原因が不登校になったのか、それは例えば、学校内だけの問題でなく家庭のほうとか地域とか、そういったことが関わる可能性があるということも踏まえてソーシャルワーカーの方にお願いするということもしております。ただそれだけでもなかなか難しいところありますんで、学校ないし我々も入りながら、その中の不登校というふうなのも対策し、そしてなおかつですね、心のケアハウスというのがありますんで、そこのほうとも連携しながらやっているということを御理解いただければというふうに思いましたところでございました。

不登校につきましては、もちろん学校のほうでもですね、学校のほうにも不登校に対するケアをする先生がいますので、そういったところで行っているということ、ケアハウスだけじゃなく学校の中にもいるということを御理解していただき、そことも連携しながらやっているところでございます。そういったことでですね、いじめないし不登校についての捉え方というふうなものをちょっと話させていただいたというところでございました。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。
○委員（相原和洋君）　教育長から、今、不登校、いじめについての懇切な説明をいただきました。
なるほどなと。ただここでソーシャルワーカーの事業なんで、それについて個々に話をしなきゃないのかなと。不登校について167件、それ以外に友人関係、家庭内の問題、今不登校における問題は教育長から出ました。学校だけではないよと、友人関係から起きる問題、家庭内での不協和音、そういった部分が多分学校に行きたくない、不登校の例もあるもんですから、そういった部分をしっかりソーシャルワーカーの方々を活用してやられていらっしゃるのかなと思っております。そういった部分、先ほどの教育長の話が全てにリンクしてくるということで御承知したいと思いますけど、それでよろしいでしょうかね。
○委員長（小松栄喜君）　教育長。
○教育長（千葉律之君）　そのようでございます。よろしくお願いいたします。（「了解」の声あり）
○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
156ページに入ります。
３目奨学事業運営費。（「なし」の声あり）
４目児童生徒送迎事業費。（「なし」の声あり）
暫時休憩いたします。

午前１０時５４分　休憩

午前１１時０９分　再開

○委員長（小松栄喜君）　休憩を閉じて会議を開きます。
休憩前に引き続き、決算審査を続けます。
委員長として再度申し上げます。
委員会審査に入る前にお願い申し上げましたが、本委員会は令和６年度決算審査でありますので、質疑は令和６年度の決算に対して疑問点をただしていただきたいと思います。よろしくお願いします。（「了解」の声あり）
156ページ、第２項義務教育学校費１目学校管理費。７番西村義隆委員。
○委員（西村義隆君）　158ページの11節。
○委員長（小松栄喜君）　マイク立ててください。
○委員（西村義隆君）　すみません。11節のやくむひの、すみません、やくむひというそうです。役務費、それのですね、自動車損害保険料９万3,290円ございますけれども、これは学校の車何台分なんですか。
○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

対象車両が３台となります。軽トラック１台、あと軽ワゴン１台、あとショベルローダー１台です。

○委員長（小松栄喜君）　７番西村義隆委員。

○委員（西村義隆君）　どうもありがとうございます。

ええとですね、多分に車ですから学校の駐車場に置いてるんだと思いますが、その下にですね、損害保険料というのがあります。それで金額が40万3,040円という金額になっておりますけれども、この損害保険料の対象になるのは何になるんでしょうか。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　こちらの傷害保険料でございますが、日本スポーツ振興センターのほうにお支払いしている保険料でございます。対象となるのが、学校管理下での負傷、疾病、障害、死亡等となっております。

○委員長（小松栄喜君）　７番西村義隆委員。

○委員（西村義隆君）　分かりました。

それでですね、この自動車損害保険料と傷害保険料関連しているのかなと私、思っちゃったもんですから、それでこの自動車の駐車場に関してなんですけども、そこでの事故とか何かっていうのは、令和６年度にはなかったもんかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

令和６年度中はございません。

○委員長（小松栄喜君）　７番西村義隆委員。

○委員（西村義隆君）　了解いたしました。

なぜそういうようなことをお聞きしてるかというと、どうもあそこの駐車場は暗い、防犯灯がない、これはちょっと今、６年度の決算には当たらないかもしれないですけれども、その辺を御承知おきのほどをお願いしたいと、そういうことでございます。ぜひ防犯灯をつけてください。

○委員長（小松栄喜君）　７番西村義隆委員に申し上げます。質疑してください。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

160ページ。

２目教育振興費。１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　副町長に指摘受けないようにいたしますので。

ええとですね、この７節の報償費、この中で講師謝礼33万3,000円というのがあります。これの内訳はどのようなものになっているのか、まずお尋ねします。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、こちらの講師謝礼の内訳についてお答えいたします。

33万3,000円のうち、まず、うち６万3,000円に関しましては、学力向上推進会議研修会におきましての講師謝礼を充てております。また残り27万円分に関しましては、部活動指導者謝礼となっております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　学力向上に６万3,000円だよと、そのほかは部活動指導員ね。その中で、その部活動指導員に対して予算ベースでは30万円、それが決算では27万円の支払いになってますけれども、その内訳はどのようになってますか。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　こちら27万円の内訳でございますが、お一人当たり３万円を９名の指導者の方にお支払いしております。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　３万円を９人の指導者の方にお支払いしているということですが、それぞれ部活はどれほどあるのか、そしてまた部活の活動内容は、幾らあるか分かりませんが全部同じような内容で活動していると理解していいのか。要するに、今指導者に対して同額を９人にお支払いしているという答弁でしたので、同じ内容で、例えば時間とか活動内容ですかね、そういうものはどうなのか答弁願います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　では、お答えいたします。

対象となる活動に関しては７種目、うち一つ吹奏楽入っておりますので種目と数えるかどうかですが、まず７種類の部活動でございます。

また、対象とする活動につきましては、そちらの時間の長さ、そういったもので分けるとかそういうことはなく、一律３万円としているところでございます。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　７つの部活動に対してお支払いしている、指導者に対してお支払いしていると。ただ時間的なそういう取決めとかは何もなく一律同額を支払っているということになりますと、若干違和感を感じんだけどね。やはり何かの一つの基準といいますか、例えばさっき言ったように１回につき２時間ぐらいの指導をしたのに対して何千円とか、何万円はならないんだと思いますけれども、それが大体推計で年間にこのくらいの時間を、活動を、回数をしますので大体おおむね３万円っていう、多少の誤差はあると思いますけれどもね。そういう何か、そういう規定っていうのはないんでしょうか。ないって言ったんだな。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

こちらの謝礼の支出、支払い根拠につきまして、例えば要綱のような形で表に出ているものはございません。ただ現状の取扱いに関しましては、今のお支払いの形が始まったのが令和４年でございます。その際に周辺市町の情報をちょっと集めた結果、実際に、

例えばその活動１時間当たり幾らと決めた場合に年間の活動時間を当てはめると、実際はかなりの、３万円とかそういった額ではなくもっと大きな金額になります。やはりそこまで出せるというよりは、逆にもう、あくまで謝礼という形で一律３万円という形で決めさせていただいたものを内規という形で一旦定めまして、現在そちらで運用を行っているところでございます。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　そうしますと、一律ということにもちょっと違和感を感じますけれども、やはりこの部活動の趣旨っていうのは何なのか。そうした場合、その３万円で抑えるのが目的でなくて、謝礼なんですからやはりその実績に応じてお支払いするのが本当なんではないのかなと思うんですけれども、やはり当然、だから、ばらつき出てしかりなんだと思いますよね。やっぱり一生懸命指導してくださる人も指導者の中にはいると思いますし、当然、部活動の時間は決まっているわけですから、今その範囲の中でやるわけですから、そうすると月何回、年何十回というので推計すれば、３万円で収めようというんじゃなくて、もっともっと子供たちのスポーツに対する意欲を高めたり、また技術を向上させたり、精神面で個人個人はあると思いますけれどもそういうメンタルの分で成長させる、そういう役目も持っていながらの部活指導員だというふうに思うんですよね。そうした場合、一律の同額というのは、いささかこの部活指導員の趣旨からすれば外れるんではないのかなという気がするんですけれども、もし差し支えなければその辺についての考え方をお尋ねします。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　委員おっしゃりますとおり、確かに活動時間、まず実働時間等々あれば各指導者ごとに違いは出てくるかと思いますが、現状、教育委員会の把握としては、まず全て今回お支払いしている指導者の方々に関しては、例えば時給のようなもので換算した場合につきましても３万円以上の働きをしていただいているものと考えているところでございます。ただ、それを時給のような形で時間ごとの出勤簿のようなものをつけた形で、例えばまだ差をつけるというところまでなかなか行けないでおります。現状、この一律という金額で今のところ運用しているところでございます。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　そういうものを、今、出勤簿って言いましたけれども、そういう言い方が正しいかどうか分かりませんけれども、ある意味で言えば活動簿みたいなね、そういうものになるのかなと思いますけれども、確かにそれは難しいかもしれませんが、やはりこういう指導してくださる方々は多分人格的にもすばらしい方だと思います。そうしますと、その方に、そういう内容的なもの、時間的なものを、それをもう大変だということは分からないわけではないんですけれども、そういうことをしながら、ある程度把握しながら支給してあげないと、謝礼という形ででもいいですから出してあげないと、指導者、指導してる時間とか内容等によっては、それに見合ってないような、この

金額に見合ってないような気がしますし。

それから、先ほど答弁の中に、内規という形で定めていましたと、それが、確かに何かそういう資料もらったような記憶しますね。その中で、内規として定めることが正しいのかどうか分かりませんが、副町長の答弁ですと、予算で可決された内容について、その根拠としていえば、それが予算で可決されたことが根拠ですということでありますけれども、やはりこういう部活動の指導者という方は、やはり自分でも仕事を持っている中で、空いた時間というと失礼ですけれども、その部活動に合わせて、多分、自分の仕事もそこそこに子供たちの健全育成のために日夜、私は努力しているんだというふうに思います。そうしたときには、やはりその辺の評価をしてあげないと、今後もいろんな部活動が。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員に申し上げます。

先ほど申し上げましたように、６年度の決算審議でございますので自己の意見を述べることはできませんので、その辺を御理解して質疑をお願いいたします。

○１番（工藤昭憲君）　部活動指導員の皆さんがしっかりこの部活動を指導できるような謝礼体制にするべきではないかと思いますし、それから、やはり内規という形が正しいのかどうか分かりませんけれども、やはりしっかり要綱を定めてやることが大事なのかなという思いはしますけれども、その辺について回答いただければお願いします。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　まずその金額の部分でございますが、現状の一律３万円と定めている部分について、やはり当時、集めた他町の情報でいきますと、やはり時間的な、時給的な金額があった上で、そして上限額として３万円と定めているところも幾つかありました。そちらの金額を採用して本町では３万円という金額で現在運用していたところでした。それを内規に落とし込む形で今運用しているわけでございますが、まず今内規という部分につきまして、こちらの指導員謝礼につきましては、これも令和４、５、６とこれまで３か年連続して同様の金額で運用していたところでもございますので、例年同じ、定まった形で動かしていくものでございますので、内規から今後の講師の謝礼の在り方も検討の上ですね、まず要綱というものにする形でちょっと進めていきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　この内規を基本に運用してますと、今のところね。この内規も、内規の中のこの３万円っていうのを、よその自治体も含めてそれを参考にしながら決めたということですけれども、やはり実務に応じた謝礼、そうなってくると謝礼でなくて報酬という形になるのかなというふうに思いますけれどもね。やはりその実務に即した、よその町でこの３万円にしているからっていうことになると、いかにもこの３万円謝礼として支払ってる根拠にはやはり乏しいんだよね、多分ね。町としての姿勢がどうだかっていうことになってくると、やっぱりよその事例を参考にしながら３万円というのはやはり、指導者はもう少し熱意を持って子供たちの指導に当たる、そのことによって子

供たちは大きな影響を受けて将来に向けての自分の可能性をそこから見いだせるわけであって、やはりそういうことを考えたときにはね、やっぱりいかに謝礼といえども、もう少し実務に見合ったような内容での支払いにすべきかなというふうな思いがしますけれども、そのことも含めて今後の検討課題ということで課長は答弁したようですけれども、その中でね、今回この４つの、たしか備考に４つの金額がそれぞれ載っておりますけれども、その中で不用額が12万5,280円出てます。この33万円の中からの不用額というのは幾らだったのか。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

　こちらの講師謝礼の中からの不用額はございませんでした。（「ちょっとお待ちください」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　すみません。ちょっとお待ちください。今計算中でございます。お待ちください。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　失礼しました。こちらの講師謝礼の中から14万7,000円不用となっております。（「14万7,000円」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　４つのそれぞれこの内訳がある中で、12万5,280円の不用額なんですよね。それが14万何がしっていうのは、ちょっと計算が、数字が合わないと思いますし、それから先ほど７つの部活を指導しているという、たしか答弁だったと思いますけれども、そうすると21万、だから、５つって言ってるの。７つって言ってる。（「７つで９人です」の声あり）７つで９人って言ったんだよね。

○委員長（小松栄喜君）　発言する際は挙手の上、お願いします。副町長。

○副町長（鶴谷　康君）　予算管理上のお話でございますので私のほうからちょっと答弁させていただきますが、当初予算で、当初予算書に載ってる数字載ってるんですけど決算ではですね、各種行事等報償費、これが５万9,000円、それから卒業記念品代が12万6,000円、体験学習講師謝礼、ここでいうところの農業指導員謝礼ですね、これ５万1,000円、それから講師謝礼として40万5,000円、最初の予算額になってまして、決算が33万3,000円でございますので、講師謝礼の分だけの不用額は７万2,000円となっています。（「７万」の声あり）2,000円。それから、記念品代の不用額が５万2,080円、この辺出てまして、トータルで12万5,280円の不用額が出ているという計算になってます。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　副町長からは質疑をした以外のものも答弁いただきましたけれども、この部活動指導員、当初の予算は10人で30万円取ってますよね、たしか。それが７つの部活で９人っていうことは27万円をお支払いしたと理解するんですけれども、そうした場合、今副町長から回答ありましたけども７万2,000円でもちょっと合わないんですよね。１人３万円なので６万円、例えば。でも、９人にお支払いしてるわけだ。27万円にならなくてはならないわけだ。そうすると、単純に計算すれば３万円しか、この中

から不用額が出ていないというふうに理解したんです。ただそれを確認するために、33万円の中の不用額は、４つある中で12万5,280円がありますけれども、出てますけれども、この決算書には。その部活指導員、これでは部活動外部指導者となってますけれども、その中のそれの不用額は幾らなんでしょうかという確認のために聞いたんですけれども、全然ちょっと納得いかないんですけれども。

○委員長（小松栄喜君）　副町長。

○副町長（鶴谷　康君）　すみませんでした。30万円に対して27万円ですので、不用額は３万円ということになります。部活動指導員の部分については。

ただ講師謝礼としては、一番最初に大河原が答弁してましたけれども、学力向上推進会議の研修会の講師謝礼、これの６万3,000円も入ってますので、決算的には33万3,000円となってますよという話をさせていただいております。その７万2,000円のうちの３万円は部活動指導謝礼の分の不用額ですけれども、残りの分はそれ以外の講師謝礼と。（「要するに学力向上」の声あり）そうです。その分の不用額ということで、合わせて７万2,000円ということになります。

○委員長（小松栄喜君）　１番工藤昭憲委員。

○１番（工藤昭憲君）　学力向上のための講師謝礼と、それからこの部活動外部指導者の、一緒なんですか、予算。（「講師謝礼ということで」の声あり）

要するに、学力向上の講師の皆さん方にもこの、いや、ああ、これがそうなんだ。いや、単純に部活動の外部指導者だけの予算の取り方かなというふうに思ったもんですから。だから、なるほどね。それで合わせて７万2,000円ね。分かりました。

ただその中で、当初の予算として今は７つで９人の指導者がいるという話でしたけれども、当初ではたしか10人の指導者に対しての支払いを計上したという記憶してるんですけれども、それは決算で今９人だよということになれば、１人ならなかった、ならなかったって、この指導者になってもらえなかったというふうに理解すればいいんでしょうか。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　外部指導者の数でございますが、予算編成時点において、まず外部指導者が、例えば、当該年度のうちに指導者がいる部活動の実績に基づきまして人数はある程度把握しますが、年度を越えて、例えば、生徒の保護者が指導を行っていた場合等々もございますので、そういった場合に卒業に合わせて指導者がいなくなる、その数字の動きもございますので、令和６年度に関してはプラス１ということで、前年度の実績プラス１ということで予算化していたところでございます。（「了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第３項幼稚園費１目旧色麻幼稚園費。（「なし」の声あり）

第４項社会教育費、162ページです、１目社会教育総務費。５番相原委員。

○委員（相原和洋君）　質疑をさせていただきます。

７節の報償費でございます。こちらに、備考にですね、地域学校協働活動推進員の謝礼60万飛んで2,850円なる金額がございます。当初の話をすると怒られますけど、当初64万円くらいたしか見られていたと思います。今回のこの謝礼、内訳、人数、あと謝礼の内容をお尋ねをまずしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

７節報償費の地域学校協働活動推進事業謝礼の60万2,850円の内訳ということでございますが、まず一つはですね、家庭教育支援スタッフ活動の謝礼ということで18万4,950円。18万4,950円。このスタッフの延べ人数につきましては、43人が活動しております。あと地域活動スタッフの謝礼ということで27万9,900円、延べ人数で20人になります。あともう一点です。コーディネーター会議の謝礼ということで２万9,700円です。延べ人数にしまして16人になります。そのほかに、地域学校協働本部の委員の謝礼で10万8,300円になります。こちらの本部会議については３回開催しておりまして、委員につきましては12名になります。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　この謝礼なるものを考えますと、委員に対してではなく事業に対しての謝礼ということで、今、事業概要、学校教育支援、地域活動支援、家庭教育支援なる３項目に対し、なおかつコーディネーター事業に対して４項目になると。町政のあゆみを見ますと257ページから８ページ、９ページと続くのかな。

先ほどもちょっと気になったのはコーディネーター事業、具体的な内容はここには載っておりません。私はこの３事業だけかなと思ったもんですから、コーディネーター事業なるものは一体どういったものなのかを、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　コーディネーターの会議の謝金につきましては、令和６年度につきましては９回会議を開催しておりまして、まず６年度のですね、事業計画の検討を行っております。あとの会議については、その時々に応じた事業の検討を、コーディネーターの方に検討を行っていただいており、最終会議につきましては、翌年度のですね、事業計画を検討する会議を行っております。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　令和６年度９回検討、この検討という言葉を使われるとちょっと気になりますんで後ほどお尋ねします。

コーディネーター12名、この方々はどういった方々なんでしょうか。お尋ねしておきたいなと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

コーディネーターにつきましては、先ほど委員12名と言っておりましたがコーディネーターは３名でございます。本部の委員が12名でございます。

以上でございます。12名でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　私聞いたことだけお答えいただければよろしいんで。コーディネーターは何名ですかって聞いて12名だと答弁いただいて、実は本部会員のほうの中の３名がコーディネーターで入っているということでこっちは承知してたんですけど、12名と言われたものですから果たしてどうなのかなということで。

そうすると、コーディネーターの部分は本部会議に全員がここで事業計画に参加してるということで、今回の事業内容、令和６年はコーディネーター事業については取ればいいんでしょうか。再度答弁を求めます。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

コーディネーター会議については最大で３名の出席になりまして、３名です。はい。本部会議、地域学校協働本部会議については年３回開催しておりまして、委員が12名ですので最大で12名の方が年３回集まってですね、コーディネーター会議で検討した結果を本部会議で報告並びに協議を行っているというような内容でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　ちょっと、私、今ね、把握しきれてないんですよ。先ほどの答弁を聞くとコーディネーター事業について令和６年９回の事業を検討したと言われてるんですよ。その検討した方々12名なのかどうなのか、なおかつ今コーディネーターについては３名参加してますよと。その方が年３回やられてると。３回だと、これが先ほどの９回とどれがどう違うのか、具体的にちょっと分かりかねるんですよ。いま一度整理をして何が何なのか、コーディネーター事業について再度答弁をいただきたいんですが、分かりやすくお願いしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中でありますが、休憩後にお願いしてよろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）

それでは、休憩後にお願いしたいと思います。

暫時休憩します。再開は午後１時30分より再開いたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時３０分　再開

○委員長（小松栄喜君）　休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き決算審査を続けます。

５番相原和洋委員の質疑に対する答弁から始めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

こちらの地域学校協働活動の謝礼につきましては、まずもって組織のことを説明しますと、一番上に地域学校協働本部というものがございまして、こちらに委員12名がいます。その下にコーディネーター会員、コーディネーターというものがいまして、その会議を３人で行っております。１番の活動する人たちということで、家庭教育活動を行うグループと地域活動を行うグループと学校支援を行うグループということで、３つのグループに分かれているという形になっております。

なおですね、コーディネーターにつきましては、町政のあゆみのですね、257ページの、番号でいいますと３番、４番、５番の方がこのコーディネーター会議に出席しているということになります。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　午前中に続き質疑してるわけなんですけども、私が聞いていたことに相反する答弁でございます。

コーディネーター事業について、３名の方が９回、それを基に事業を検討して本部会議12名で、年、ここで３回だったかな、そういうことを聞いてたんですよ。そういうことでよろしかったかどうか、再度確認です。事業内容、先ほどの答弁に対して、ちょっと意味が分からなかったので、９回、３回、これは何なんですかって聞いたんですよ。それに対しての答弁をいただきたかったんです。この中12名、コーディネーター３人いて、コーディネーター会議を年９回、３人でやってますよと。それを基にして本部会議12名の方を集めて年３回やったということで取ればよろしいんでしょうか。再度答弁を求めたいです。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　質疑ですから簡単に聞きますんで、答弁も簡単にください。

しからば、今コーディネーター会議及び本部会議というものがございます。３名のコーディネーターが年９回事業検討なされているということでございました。その検討の内容は、さっき言われた３項目、学校教育の支援、地域活動の支援、家庭教育の支援、この３つの分野に分かれて年９回やられたということでよろしいのかどうか。そして、その検討する材料はここに載ってる内容だと、町政のあゆみ257ページからの分ですよということだと思うんですけども。検討する指標、考え方がどういった部分を根拠に検

討なされたのか、各事業ごと、多分そういった部分は本部会議にも出てきていると思われます。その点どうなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

まず学校支援、町政のあゆみの257ページ、258ページに記載がありますが、まずもって日程の調整とかですね、あとボランティアを募る際にどこどこにお声をかけるか等々の協議を行っております。またウォーキング、258ページのウォーキングパトロールにつきましては、ボランティアの募集をしながら学校との日程調整をしてですね、いつ、どこら辺に立ってほしいという要望に応えるように周知を図っているというところでございます。

また、地域活動につきましては、こちらは大人の町並びにサマーキャンプ、次の259ページに進みますと、こどものまち、たこ作りについては公園ですので、こちらについては主催ではないので日程調整はなかったわけですけども、こちらも日程調整とですね、募集対象をどこまでするか、あとサマーキャンプであれば場所をですね、どこにするか、あと、こちらで必要になってくるのは学校行事と重ならないか等々の調整を図っております。

家庭支援につきましては、年３回、広報紙の「ほっとたいむ」というものを発行しておりますので、そちらの内容の検討、あと２番の情報掲示板の設置ということで、皆さんも御存じかと思いますが、改善センターのですね、事務室の壁面に掲示板を掲示しておりまして、子供たちにお知らせしたいことなどを掲示しているような状況で、その内容等の検討、あと作成を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今課長から事業内容及び事業、あとは対象参加者、日時の設定、あとはボランティアの方の確保、そういったことをやりながら事業を進めましたということでございます。

各種事業を見ますと、全てで教育支援が８事業、地域教育については４事業、あと先ほどの家庭教育については広報紙３回というのが主立った事業なのかなと思うんですけども、１年間通して各本部会議の中で３回やっていて、３回目だからいいのかな、総括が多分出たと思います。御意見、御拝聴して、課題とか今後の問題点としてこうしたい、ああしたいという部分のお話はあったのかどうか。この次の地域活性化にこれを生かしていきたいという部分だという事業だと思うんで、そういった部分がどういった意見が出たのか出ないのかを含みながら答弁をいただければと思うんですがいかがですか。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

３回目の会議でですね、６年度の総括というところで委員の方々からいろんな御意見をいただいたところでございますが、ほかの事業をやってる中でも同じような状況ではありますが、なかなかですね、ボランティアを募っても人が集まらないというところで、そこら辺が非常に大きな課題だなというところで、今後一層そのボランティアを募る手段を考えていかなければいけないなというようなお話が出ております。

またですね、今年度、令和７年度の話になってしまいますけども、ちょっとコーディネーターの方々がちょっと交代するというようなお話も出てたので、その後継者ですね、の選定にちょっと苦慮するだろうということの意見がございました。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　ボランティアの確保が難しいということが課題として出たということで、それは分かりました。

ちなみに一つお尋ねしたい。本部役員12名の方います。任期とかはどうなってるんでしょうかね。一応そういった部分、載ってないもんですから、この方々に任期というのはあるのかないのか。じゃないと、この方々の職責というのはどういったものになるかという問題があるもんですから、その点お尋ねしておきたいと思うんですが。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　任期については２年となっております。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　任期については２年、令和６年度は何期目に、２年目に当たるんですか。初年度なんでしょうか。お答えください。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

令和７年度までの任期になりますので、令和６年度は１年目ということになります。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　令和６年度は初年度ということですよね。初年度の自分たちのやった事業に対しての課題が一つ、ボランティアの確保という問題がさっき出たということで、それを令和７年度に、今、生かしてるということで承知はしました。

高齢化を迎えて、メンバーどうのこうのは言いませんけども、今後引き続きそういった方の確保も大変だと思うんですよ。それは、どのようにしてメンバーを選ばれて今まできたのか、メンバーの選出の仕方、あくまでも文科省の指導の補助事業という内容の事業だと思うんで、そういった部分を加味しながらどうなのか、社会教育課としてどのようにそこをやってきたのか、教えていただければと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたしま

す。

まずもってですね、このボランティアにつきましては、広報紙を使ってですね、ボランティアの募集を行っております。またですね、各、先ほどお話ししたコーディネーター３名がいるわけなんですけども、その方の人脈でもボランティアをお願いしているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　お尋ねしたいんですが、コーディネーターというのは資格が必要なんでしょうか。ボランティアの方の、何かそういった部分あるんでしょうか。差し支えなければ答弁いただきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　コーディネーター等になるためには何か資格あるのかというような御質問ですけども、特に資格等はございません。（「了解しました」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

２目公民館費。（「なし」の声あり）

164ページに入ります。

３目コミュニティーセンター管理費。（「なし」の声あり）

166ページに行きます。

４目文化財保護費。（「なし」の声あり）

第５項保健体育費１目保健体育総務費。６番河野　諭委員。

○委員（河野　諭君）　７節報償費の部活動検討委員会の報償費７万4,100円計上されておりまして、町政のあゆみの273ページに委員のメンバー等々記載しておりますが、これ何回会議を行って、どういった話合いをしたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。

６年度につきましては、３回行っております。

協議の内容でございますが、第１回が県及び町の部活動地域移行の取組ということで協議を行っております。２回目が、学園の５から９年生の児童生徒の対象のアンケートと、その保護者へのアンケート内容の検討を行っております。第３回につきましては、そのアンケート結果の報告を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　６番河野　諭委員。

○委員（河野　諭君）　答弁ありがとうございます。

令和６年度３回会議を行った中では、今後、地域移行に移ったとき、どこどこの部活は何とか地域移行の教える人が確保できそうだとか、そういったところまでは話し合っていないということでよろしいのかどうかお聞きします。

○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。
○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。
　委員おっしゃってる、どこの部活動が部活動移行に取り組める部活なのか、またスポーツ少年団で受入れ可能かとかというような検討、設定までは行っておりません。
○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。11番山田康雄委員。
○委員（山田康雄君）　次のページのですね、全国大会出場19万6,000円の中に、町政のあゆみの中にですね、275ページ、全国大会出場補助金の中で令和６年度全国少年少女カヌー大会、７月19日から21日まで２泊３日、山口県に１人参加してるということなんですが、色麻町にカヌーの大会に出場する選手がいたのかなということを、ちょっと、今、ここで気づかされてたんですが、その内容について御説明を願いたいと思います。
○委員長（小松栄喜君）　生涯学習課長。
○生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（竹荒　弘君）　お答えいたします。
　色麻学園の部活動には、カヌー部というものはございません。この方は、私の記憶ですと加美町のほうに行って活動してる方と聞いております。（「了解」の声あり）
○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
　２目町民体育館管理費。（「なし」の声あり）
　３目屋外運動場管理費。（「なし」の声あり）
　４目青少年体力増強施設管理費。（「なし」の声あり）
　170ページに行きます。
　５目学校給食センター管理費。（「なし」の声あり）
　172ページです。
　第11款災害復旧費第１項公共土木災害復旧費１目道路災害復旧費。（「なし」の声あり）
　２目河川災害復旧費。（「なし」の声あり）
　第12款公債費第１項公債費１目元金。（「なし」の声あり）
　２目利子。（「なし」の声あり）
　第13款諸支出金第１項基金費１目基金費。（「なし」の声あり）
　174ページに入ります。
　第14款予備費第１項予備費１目予備費。（「なし」の声あり）
　歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
　質疑なしと認めます。歳出の審査を終わります。
　これをもって令和６年度色麻町一般会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第２　認定第２号　令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第２、認定第２号令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

185ページをお開きください。

第１款財産収入第１項財産運用収入１目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

第２款寄附金第１項寄附金１目教育費寄附金。（「なし」の声あり）

第３款繰入金第１項基金繰入金１目奨学資金貸付基金繰入金。（「なし」の声あり）

第４款諸収入第１項預金利子１目預金利子。（「なし」の声あり）

第２項返還金１目返還金。（「なし」の声あり）

第５款繰越金第１項繰越金１目繰越金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

187ページをお開きください。

第１款積立金第１項積立金１目積立金。５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　積立金でございます。こちらに奨学資金貸付基金の積立金、令和６年度171万円、この金額どうのという前にこの基金、本来の積立金、現在基金額としてこれを入れることによってどうなってるのか、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　お答えいたします。

奨学資金の令和６年度末現在高でございますが7,633万1,000円となります。33万1,000円です。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　ここでこういう聞き方をしていいのかどうかはさておき、基金本来の本質から妥当性といいますか、そういった部分をどのように捉えて、令和６年の残高として今7,600万円残ってるというか、積んでるというのか、これを令和６年の数字を基に今６年度の決算を迎えてどう思っていらっしゃる、どう思ってるっていう言い方失礼ですよね。この金を運用して、いわば６年の内容としてはどうだったのか。そういった部分、もし、検証しているかどうかはさておき、あればお示しいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。ないんであればないでいいです。

○委員長（小松栄喜君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君）　まず令和６年度の状況ということになりますが、そもそも令和６年度当初予算の段階で本特別会計の、いわゆる貸与事業費の分ですね。当初は基金からの繰入金ということで600万円という数字を当初は

置いておりました。ただ現状、貸与貸付者の決定に伴っての事業費の確定、そしてあと返還額の確定、そちら精査した結果、結局、貸与基金からの繰入金に関してはゼロという状態で、現状、令和６年度に関しては、返還金と貸与事業費、そちらのほうでまずマイナスにならない状態でございます。現状でいけば、基金のほうにまた積み上がっていくような形になるわけでございますが、ただそちらの基金自体は教育振興のためという寄附であったり、そういったものを積み上げて今までつくってきたものでございますので、それの運用に関してはどのような形で進めていくか、今後検討していくことになろうかなと思います。現状でこのような形というところはございません。（「了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第２款貸与事業費第１項貸与事業費１目貸与事業費。（「なし」の声あり）

第３款予備費第１項予備費１目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第３　認定第３号　令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第３、認定第３号令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

198ページをお開きください。

第１款繰入金第１項他会計繰入金１目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第２款繰越金第１項繰越金１目繰越金。（「なし」の声あり）

第３款諸収入第１項預金利子１目預金利子。（「なし」の声あり）

第４款財産収入第１項財産運用収入１目財産貸付収入。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

200ページをお開きください。

第１款公債費第１項公債費１目利子。（「なし」の声あり）

２目元金。（「なし」の声あり）

第２款諸支出金第１項繰出金１目他会計繰出金。（「なし」の声あり）

第３款事業管理費第１項工業団地整備事業費１目工業団地整備事業費。（「なし」の

声あり）

第４款予備費第１項予備費１目予備費。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第４　認定第４号　令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第４、認定第４号令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

211ページをお開きください。

第１款国民健康保険税第１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税。（「なし」の声あり）

２目退職被保険者等国民健康保険税。（「なし」の声あり）

213ページに行きます。

第２款使用料及び手数料第１項手数料１目督促手数料。（「なし」の声あり）

第３款国庫支出金第１項国庫負担金１目療養給付費等負担金。（「なし」の声あり）

第２項国庫補助金１目社会保障税番号制度システム整備費補助金。（「なし」の声あり）

第４款県支出金第１項県補助金１目保険給付費等交付金。（「なし」の声あり）

第５款財産収入第１項財産運用収入１目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

215ページに行きます。

第６款繰入金第１項他会計繰入金１目一般会計繰入金。５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　２節の一般会計繰入金でございます。この中に出産育児一時金なるものが266万7,000円という数字で出ております。地方財政措置の関係上、どういった形でこの数字になるのか、歳出は約300万円という数字が載っております。その点を御説明をいただきたい。

なお、これ６名分ということでよろしかったかと思うんですが、再度その点も含め御答弁をいただきたいと思うんですがいかがですか。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

国保会計のうちですね、一般会計からの繰入金で賄うべき予算でございまして、出産育児一時金、事業費分といろいろあるわけですけども、その中で出産一時金分の繰入金

につきましては８件で単価が50万円で400万円となりまして、それの３分の２を繰り入れるということになってございますので、これが266万7,000円ということになってございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今課長の答弁聞きますと、８名分、400万円の３分の２という数字がこの数字だということで、再度、御承知しておけばいいのかどうか。そうすると、数字的に400万円の３分の１が266万7,000円という数字でいいのかどうなのか、ちょっと悩むんですけども。

あと、この方の条件というのは、一体どういった条件で給付を受けられる方々なのかも併せて答弁をいただきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

これにつきましては、出産一時金が１人当たり50万円ということになってございます。繰入金ということでございますので、当初見込みということで８名分見込んでおりました。実際の実績につきましては６名ということでございますので、その差額につきましては、一般会計のほうでも御説明いたしましたけれども、精算して戻すということになってございます。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　簡単に言いますと、給付基準額の32万5,000円の８名分の数字だということで御承知すればいいのか、１点。

また、この受ける方の条件というのはどうだったのかと再三、先ほども聞いてるんですが、答弁をいただいてないんですけども。その点どうなのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、歳入につきましては６名分でよろしいということで、８名分、すみません、８名分でよろしいということでございます。

対象につきましては、子供を産むときに、産んだ後に正常分娩の場合に１人当たり50万円を支出するということになってございます。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　課長緊張せずにね、私聞いているのこういうことよ。要は、この条件を満たす方が2023年の４月１日以降の方なのか、24年４月１日以降の方なのか、８名の条件はどうなんですかって聞いてるんですよ。それを再度お答えいただけませんかということなんですがいかがですか。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　令和６年の４月１日以降ということになってございます。
（「了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第２項基金繰入金１目財政調整基金繰入金。（「なし」の声あり）

第７款繰越金第１項繰越金１目繰越金。（「なし」の声あり）

第８款諸収入第１項預金利子１目預金利子。（「なし」の声あり）

第２項雑入１目一般被保険者第三者納付金。（「なし」の声あり）

217ページです。

２目一般被保険者返納金。（「なし」の声あり）

３目雑入。（「なし」の声あり）

第３項延滞金・加算金及び過料１目延滞金。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

219ページをお開きください。

第１款総務費第１項総務管理費１目一般管理費。（「なし」の声あり）

２目団体負担金。（「なし」の声あり）

第２項徴税費１目賦課徴収費。（「なし」の声あり）

221ページに入ります。

第３項運営協議会費１目運営協議会費。（「なし」の声あり）

第４項趣旨普及費１目趣旨普及費。（「なし」の声あり）

第２款保険給付費第１項療養諸費１目一般被保険者療養給付費。（「なし」の声あり）

２目一般被保険者療養費。（「なし」の声あり）

３目審査支払手数料。（「なし」の声あり）

223ページに行きます。

第２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費。（「なし」の声あり）

２目一般被保険者高額介護合算療養費。（「なし」の声あり）

第３項移送費１目一般被保険者移送費。（「なし」の声あり）

第４項出産育児諸費１目出産育児一時金。（「なし」の声あり）

第５項葬祭諸費１目葬祭給付費。（「なし」の声あり）

第３款国民健康保険事業費納付金第１項医療給付費分１目一般被保険者医療給付費分。（「なし」の声あり）

第２項後期高齢者支援金等分１目一般被保険者後期高齢者支援金等分。（「なし」の声あり）

第３項介護納付金分１目介護納付金分。（「なし」の声あり）

第４款保健事業費第１項特定健康診査等事業費１目特定健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

第２項保健事業費１目疾病予防費。（「なし」の声あり）

第５款基金積立金１項基金積立金１目財政調整基金積立金。（「なし」の声あり）

227ページに行きます。

第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金１目一般被保険者保険税還付金。（「なし」の声あり）

２目退職被保険者等保険税還付金。（「なし」の声あり）

３目国庫支出金還付金。（「なし」の声あり）

４目県支出金還付金。（「なし」の声あり）

第２項繰出金１目他会計繰出金。（「なし」の声あり）

第７款予備費第１項予備費１目予備費。10番中山　哲委員。

○委員（中山　哲君）　ここで予備費、当初では297万円を取って補正が2,494万6,000円、計2,791万6,000円となってます。当初で取ったのは297万円なんですけれども、この根拠は何なのか、お尋ねします。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

根拠といってですね、確たる根拠というのはございませんけれども、当初300万円ほど上げたわけですが、この300万円につきましては歳入歳出調整をさせていただきましてこの額になったということになっております。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　10番中山　哲委員。

○委員（中山　哲君）　根拠はないということなんだそうです。そして、歳入歳出の調整ということで答弁をいただきました。

普通であれば、大体は国保会計であれば療養給付金の何％と考えるのが妥当ではないかと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

当初予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり確たる根拠がないということでございます。その後のですね、９月の補正になりますけれども、その時点で厚生労働省のほうから平成29年の10月30日付ですね、予備費につきましては療養の給付に要する費用の100分の５、５％ということで上げなさいよと、上げておくのが適当であるということが通達されております。当初では300万円になりますけれども、この通達に基づきまして大体その５％ということで、金額で言いますと2,700万円何がしの金額になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　10番中山　哲委員。
○委員（中山　哲君）　厚生労働省のほうから100分の５％が計上すればいいよと言われてるっていうことなんだけども、その根拠として厚生労働省からの５％の内訳っていうか、その内容、たしかあると思うんですけれども、その辺をお尋ねいたします。
○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。
○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。
　先ほど申し上げましたとおり、通達によりまして療養の給付に要する費用の見込額の100分の５ということでございますので、この額につきましては、補正後になってしまいますけれども2,790万円何がしということの金額になるということでございます。
○委員長（小松栄喜君）　10番中山　哲委員。
○委員（中山　哲君）　この当初で置いたのは、100分の５％で約300万円だということなのね。そう理解していいのね。
　普通ね、私から考えれば、予備費っていうのは療養給付費が足りなくなればそれで補うというのが、保険料を急に上げるわけにもいかないから、そういった中でその予備費の中で対応していくためにそれらを置いてるんだろうと私は思うわけね。そういった中でいった場合に、その療養給付費が足りなくなった場合の想定っていうかね、どのくらい足りなくなるまでこの分を置けばいいのかという形で本来ならばあるのかなあと思うもんでね、今尋ねてるわけね。
　今の課長だと、どこまでいっても100の５％で、厚生労働省から言われたという形なんだろうけれども、しかしながらね、補正予算で2,494万6,000円補正して、今先ほど100分の５％で2,791万6,000円だという答弁がございました。
　しかしながらね、不用額がここのところで2,791万6,000円不用額してる、ここ不用額。不用額で、2,791万6,000円、不用額だよ、ここ。こういった形になった場合どうなのかなあという、非常にここ疑問に思うんだけどもね。何でこの５％を置けばいいのに、こんなに2,494万6,000円も不用額を、補正額を置かねばならなかったのか、お尋ねします。
○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。
○町民生活課長（渡邊勝男君）　先ほども申し上げましたけれども、当初予算額につきましては歳入歳出の調整で、まず300万円ほど予備費を計上しているということでございます。その後のですね、2,494万6,000円、これが９月の会議終わった後に予備費として入るわけなんですけれども、繰越金から入るわけなんですけれども、その額が今言いました100分の５になるということでございますので、療養給付費の５％といいますと、療養給付費ということで、この療養給付費につきましては５億4,166万円何がしという金額になりますので、この５％ということで2,700万円という計算になりますので、ちょっと半年間の差はありますけれども、最終的には５％という金額を上げさせていただいたということでございます。
○委員長（小松栄喜君）　副町長。
○副町長（鶴谷　康君）　私のほうからもちょっと答弁させていただきたいんですが。

予備費ですね、これ一般会計は必ず置かなきゃないと自治法でなってます。それ以外の特別会計については置かなくてもこれは結構なんですね。置くことができるということで。置かないとちょっと予算調整が難しくなるので、色麻町の場合は全部に予備費を置いて本当に端数調整してるんですが、国保会計も同様に置かなくてもいいと。今言ったように５％云々というのは、もう足んなくなればそれはそれでしようがないんですが、うちのように通年議会ですと、すぐ議会をしていただいて補正すればいいということにはなるんですが、ずっと予備費を置いていますので、当初の段階でこの５％、今言った2,700万円を予算化するほど余裕がないもんですから、９月の決算で不用額が出たときに半分財調に入れて、残った分をこの予備費のほうに入れて大体５％になるように調整しているという財政運営をしてきているということで。

何で2,791万6,000円の不用額出してんだということなんですが、予備費を使わなければ不用額になりますので、そこは重々分かっての質疑だと思うんですけれども、使わねものは、予備費として取ってたものを使わなければ不用額になるということで、これを不用額出さないようにするためには、例えば基金積立金にするとかですね、そういうことにはなるんですけれども、最終的にその半分を財調に入れると、国保財調に入れるということになりますので、どっちを選択するかということですが、いつ何どきどういうふうにこの５％足んねぐなっかという心配もあるので、このまま残したまま不用額として出していると。これをずっと何十年も続けてきているということでございますので御理解賜ればと思います。

○委員長（小松栄喜君）　10番中山　哲委員。

○委員（中山　哲君）　不用額、使わなければ不用額になるの分かってますよ。当たり前のことだから。まあ、そういった中でね、実際、療養給付費がね、最終的に４億8,000万円、大体５億円だから2,700万円だと、５％だと。要するにね、私はね、この中でね、この５億円近くのね、療養給付費使ったら、まあ３％の予備費を置けば、いろんなものを計算した場合に、この６％までの療養給付費が増加しても耐えられるよというのが大体普通なの。だから５％まで置けってのが国の考えなんですよ。だからね、そういった答弁がね、あればね、今副町長みたいなね、簡潔明瞭な答弁をいただければね、いつまでも引っかかねんだけども、そういった中身でね、質問してるわけね。だから、そういった形で極力答弁、質問したのに対して答弁を分かるようにしていただければ、なお結構なのかなあと思いますので、そういった意味でね、この予備費について今質疑をしたわけですので、了解しました。

○委員長（小松栄喜君）　ほかに質疑ありませんか。５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　同じく予備費についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めに予備費なるものの性質、この点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　保健福祉課長。失礼しました、町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

予備費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、療養給付費とかですね、あと

は高額療養費、あとは出産一時金とか葬祭給付費とかですね、その辺が足りなくなった場合に用立てて予備費のほうから回して使うというようなことになっているかと思います。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今の課長の答弁ですと、自治法の217条予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に計上しなければならない、一般会計。ただし、特会については計上する必要はないという文言がございます。その上で、先ほどの答弁、非常に気になったのは根拠がないという答弁がなされている。これは一体何を基にして根拠はないということで。ただ、副町長は、歳入歳出における５％の調整という言葉を使っております。余剰金、不用額というものがございます。そういった部分の答弁に対しての５％で調整しなければ運用できないということだということで御承知はするんですが、根拠がないという答弁は、先ほど課長は冒頭に申してます。事務事業をなされてる課長として、この根拠がないという意味、どのような意味で言われたのか、甚だ私は御理解できないのでその点についての答弁を再度求めます。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

先ほど副町長も申し上げましたとおり、基本的には特別会計につきましては予備費というものを設けなくてもよろしいということになってございますけれども、やはり歳入歳出調整を取るために予備費というものは必ず必要になってくるということで、その関係で、本当に根拠がないと申し上げましたけれども、その関係でその予備費を計上させていただいたということでございます。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　しからば課長にお尋ねしたいと思います。

予備費の適正な置き方、数値的に何％、５％で本町の特別会計、国保についてはよろしいのかどうか。置き方としてね。先ほどの答弁を含め、ちょっと違和感があるものですから、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、通達がございまして100分の５が望ましいということでございます。それに基づきまして、当初では300万円ほどしか計上しておりませんけれども、決算終わった後にその繰越金ということで予算調整をさせていただきまして、2,700万円何がしの金額になったということでございますのでということになります。

○委員長（小松栄喜君）　５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　いいですか。歳出で当初には290万円何がし、約300万円の数値と、それが補正で約2,400何がしというのが国から言われて、厚労省から言われて５％積んだ分で2,000、ここでもって2,791万6,000、6,000円かな。この分だということで、その

５％を乗せたんだということでいくと、不用額における全体のここ46％という数字になってしまう、乗せたためにこうなってしまったというのは分かるんです。その点を国から言われたからそのまま乗せたということにするのか、当初の目的の予備費としての置き方として適正だったのかということを聞いてるんですよ。考え方。217条を基にすると置かなくてもいいという部分で、ただ置かないとやっていけない、本町の予算編成を考えるとそうだということをいただいている。そういった部分を加味すると、今後の歳入歳出における特別会計の考え方としてはどうなのかということ。ここに出てるわけですから、それを基にしてどうお考えかということを聞いてるんですが、再度答弁を求めたいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君）　お答えいたします。

予備費の置き方につきましては適正かと考えております。

○委員長（小松栄喜君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第５　認定第５号　令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第５、認定第５号令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

238ページをお開きください。

第１款後期高齢者医療保険料第１項後期高齢者医療保険料１目特別徴収保険料。（「なし」の声あり）

２目普通徴収保険料。（「なし」の声あり）

第２款使用料及び手数料第１項手数料１目督促手数料。（「なし」の声あり）

第３款繰入金第１項一般会計繰入金１目事務費繰入金。（「なし」の声あり）

２目保険基盤安定繰入金。（「なし」の声あり）

第４款繰越金第１項繰越金１目繰越金。（「なし」の声あり）

第５款諸収入第１項延滞金・加算金及び過料１目延滞金。（「なし」の声あり）

240ページです。

第２項償還金及び還付加算金１目保険料還付金。（「なし」の声あり）

２目還付加算金。（「なし」の声あり）
第３項預金利子１目預金利子。（「なし」の声あり）
第４項受託事業収入１目健康診査等受託料。（「なし」の声あり）
第５項雑入１目雑入。（「なし」の声あり）
歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。
続いて、歳出に入ります。
242ページをお開きください。
第１款総務費第１項総務管理費１目一般管理費。（「なし」の声あり）
第２項徴収費１目徴収費。（「なし」の声あり）
第３項健康診査等事業費１目健康診査等事業費。（「なし」の声あり）
第４項保健事業費１目疾病予防費。（「なし」の声あり）
第２款後期高齢者医療広域連合納付金第１項後期高齢者医療広域連合納付金１目後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）
第３款諸支出金第１項償還金及び還付加算金１目保険料還付金。（「なし」の声あり）
２目還付加算金。（「なし」の声あり）
第２項繰出金１目他会計繰出金。（「なし」の声あり）
第４款予備費第１項予備費１目予備費。（「なし」の声あり）
歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。
これをもって、令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第６　認定第６号　令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第６、認定第６号令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。
これより事項別明細書に従い、質疑を行います。
歳入から入ります。
255ページをお開きください。
第１款介護保険料第１項介護保険料１目第１号被保険者保険料。（「なし」の声あり）
第２款使用料及び手数料第１項手数料１目督促手数料。（「なし」の声あり）
第３款国庫支出金第１項国庫負担金１目介護給付費負担金。（「なし」の声あり）
第２項国庫補助金１目調整交付金。（「なし」の声あり）
２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）。（「なし」の声あ

り）

３目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。（「なし」の声あり）

４目保険者機能強化推進交付金。（「なし」の声あり）

257ページに入ります。

５目保険者努力支援交付金。（「なし」の声あり）

第４款支払基金交付金第１項支払基金交付金１目介護給付費交付金。（「なし」の声あり）

２目地域支援事業支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）。（「なし」の声あり）

第５款県支出金第１項県負担金１目介護給付費負担金。（「なし」の声あり）

第２項財政安定化基金支出金１目貸付金。（「なし」の声あり）

２目返還金。（「なし」の声あり）

第３項県補助金１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）。（「なし」の声あり）

２目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。（「なし」の声あり）

第６款財産収入第１項財産運用収入１目利子及び配当金。（「なし」の声あり）

259ページに入ります。

第７款繰入金第１項他会計繰入金１目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

２目事務費繰入金。（「なし」の声あり）

第２項基金繰入金１目介護給付費準備基金繰入金。（「なし」の声あり）

第８款繰越金第１項繰越金１目繰越金。（「なし」の声あり）

第９款諸収入第１項延滞金・加算金及び過料１目第１号被保険者延滞金。（「なし」の声あり）

２目第１号被保険者加算金。（「なし」の声あり）

３目過料。（「なし」の声あり）

第２項預金利子１目預金利子。（「なし」の声あり）

261ページに入ります。

第３項雑入１目第三者納付金。（「なし」の声あり）

２目返納金。（「なし」の声あり）

３目雑入。（「なし」の声あり）

歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

暫時休憩します。

午後　２時４３分　休憩

午後　２時５８分　再開

○委員長（小松栄喜君）　休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、決算審査を続けます。

続いて、歳出に入ります。

263ページをお開きください。

第１款総務費第１項総務管理費１目一般管理費。（「なし」の声あり）

第２項徴収費１目賦課徴収費。（「なし」の声あり）

第３項介護認定審査会費１目介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

265ページに入ります。

第４項計画推進費１目計画推進費。（「なし」の声あり）

第５項趣旨普及費１目趣旨普及費。（「なし」の声あり）

第２款保険給付費第１項介護サービス等諸費１目居宅介護サービス給付費。（「なし」の声あり）

２目居宅介護サービス計画給付費。（「なし」の声あり）

３目施設介護サービス給付費。（「なし」の声あり）

第２項その他諸費１目審査支払手数料。（「なし」の声あり）

第３項高額介護サービス費１目高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

第４項高額医療合算介護サービス費１目高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）

第５項特定入所者介護サービス等費１目特定入所者介護サービス費。（「なし」の声あり）

第３款財政安定化基金拠出金第１項財政安定化基金拠出金１目財政安定化基金拠出金。（「なし」の声あり）

２目財政安定化基金償還金。（「なし」の声あり）

第４款基金積立金第１項基金積立金１目介護給付費準備基金積立金。（「なし」の声あり）

第５款地域支援事業費第１項一般介護予防事業費１目一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

269ページに行きます。

第２項包括的支援事業・任意事業費１目包括的支援事業費。（「なし」の声あり）

271ページに行きます。

２目任意事業費。（「なし」の声あり）

第３項介護予防・生活支援サービス事業費１目介護予防・生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金１目第１号被保険者保険料還付金。（「なし」の声あり）

２目第１号被保険者還付加算金。（「なし」の声あり）

３目償還金。（「なし」の声あり）
第２項繰出金１目一般会計繰出金。（「なし」の声あり）
第７款予備費第１項予備費１目予備費。（「なし」の声あり）
歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。
これをもって、令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第７　認定第７号　令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第７、認定第７号令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。
これより事項別明細書に従い、質疑を行います。
歳入から入ります。
284ページをお開きください。
第１款サービス収入第１項介護給付費収入１目介護予防サービス計画費収入。（「なし」の声あり）
２目介護予防ケアマネジメント費収入。（「なし」の声あり）
第２款繰入金第１項一般会計繰入金１目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）
第３款繰越金第１項繰越金１目繰越金。（「なし」の声あり）
第４款諸収入第１項預金利子１目預金利子。（「なし」の声あり）
歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。
続いて、歳出に入ります。
286ページをお開きください。
第１款サービス事業費第１項居宅介護支援事業費１目居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）
第２款諸支出金第１項繰出金１目一般会計繰出金。（「なし」の声あり）
第３款予備費第１項予備費１目予備費。（「なし」の声あり）
歳出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。
これをもって、令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第８　認定第８号　令和６年度色麻町下水道事業会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第８、認定第８号令和６年度色麻町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、決算書に従い審査をいたします。

下水道事業会計決算書17ページをお開きください。

令和６年度色麻町下水道事業収益費用明細書、収益から入ります。

第１款下水道事業収益第１項営業収益１目下水道使用料。（「なし」の声あり）

第２項営業外収益１目受取利息及び配当金。（「なし」の声あり）

２目他会計補助金。（「なし」の声あり）

３目県補助金。（「なし」の声あり）

４目長期前受金戻入。（「なし」の声あり）

５目雑収益。（「なし」の声あり）

収益について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認め、収益の審査を終わります。

続いて、費用に入ります。

18ページをお開きください。

第１款下水道事業費用第１項営業費用１目管渠費。（「なし」の声あり）

２目処理場費。（「なし」の声あり）

３目浄化槽費。（「なし」の声あり）

４目総係費。（「なし」の声あり）

５目減価償却費。（「なし」の声あり）

第２項営業外費用１目支払い利息及び企業債取扱諸費。（「なし」の声あり）

２目雑支出。（「なし」の声あり）

第３項特別損失１目その他特別損失。（「なし」の声あり）

費用について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、費用の審査を終わります。

続いて、令和６年度色麻町下水道事業資本的収入支出明細書に入ります。

収入から入ります。

20ページをお開きください。

第１款資本的収入第１項国庫補助金１目社会資本整備総合交付金。（「なし」の声あり）

第２項他会計負担金１目他会計負担金。（「なし」の声あり）

第３項企業債１目企業債。（「なし」の声あり）

第４項分担金１目受益者分担金。（「なし」の声あり）

収入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、収入の審査を終わります。

続いて、支出に入ります。

第１款資本的支出第１項建設改良費１目環境整備費。（「なし」の声あり）

２目処理場整備費。（「なし」の声あり）
３目浄化槽整備費。（「なし」の声あり）
第２項企業債償還金１目企業債償還金。（「なし」の声あり）
支出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、審査を終わります。
次に５ページに戻りまして、令和６年度色麻町下水道事業損益計算書について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に６ページ、令和６年度色麻町下水道事業剰余金計算書について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に７ページ、令和６年度色麻町下水道事業剰余金処分計算書（案）について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に８ページ、令和６年度色麻町下水道事業貸借対照表について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に13ページ、令和６年度色麻町下水道事業報告書について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
ほかに、下水道事業会計について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、これをもって令和６年度色麻町下水道事業会計決算認定の審査を終了いたします。

日程第９　認定第９号　令和６年度色麻町水道事業会計決算認定について

○委員長（小松栄喜君）　日程第９、認定第９号令和６年度色麻町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
それでは、決算書に従い審査をいたします。
水道事業会計決算書16ページをお開きください。
令和６年度色麻町水道事業収益費用明細書収益から入ります。
第１款水道事業収益第１項営業収益１目給水収益。（「なし」の声あり）
２目受託工事収益。（「なし」の声あり）
３目その他営業収益。（「なし」の声あり）
４目引当金戻入益。（「なし」の声あり）
第２項営業外収益１目受取利息及び配当金。（「なし」の声あり）
２目長期前受金戻入。（「なし」の声あり）
３目雑収益。（「なし」の声あり）
収益について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、収益の審査を終わります。
続いて、費用に入ります。
17ページをお開きください。

第１款水道事業費用第１項営業費用１目原水及び浄水費。（「なし」の声あり）
２目配水及び給水費。（「なし」の声あり）
３目受託工事費。（「なし」の声あり）
４目総係費。（「なし」の声あり）
５目減価償却費。（「なし」の声あり）
第２項営業外費用１目支払利息及び企業債取扱諸費。（「なし」の声あり）
２目雑支出。（「なし」の声あり）
費用について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、費用の審査を終わります。
続いて、令和６年度色麻町水道事業資本的収入、支出明細書に入ります。
収入から入ります。
19ページをお開きください。
第１款資本的収入第１項国庫補助金１目特定防衛施設周辺整備調整交付金。（「なし」の声あり）
収入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、収入の審査を終わります。
続いて、支出に入ります。
第１款資本的支出第１項建設改良費１目配水設備改良費。（「なし」の声あり）
２目営業設備費。（「なし」の声あり）
第２項企業債償還金１目企業債償還金。（「なし」の声あり）
支出について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認め、支出の審査を終わります。
次に５ページに戻りまして、令和６年度色麻町水道事業損益計算書について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に６ページ、令和６年度色麻町水道事業剰余金計算書について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に７ページ、令和６年度色麻町水道事業剰余金処分計算書（案）について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に、令和６年度色麻町水道事業貸借対照表について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
次に12ページ、令和６年度色麻町水道事業報告書について質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
ほかに水道事業会計について、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これをもって令和６年度色麻町水道事業会計決算認定の審査を終了いたします。
以上をもって会計ごとの審査は終了いたしました。
これより認定第１号から第９号まで会計ごとに討論、採決を行います。

○委員長（小松栄喜君）　認定第１号令和６年度色麻町一般会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第１号を採決いたします。

認定第１号令和６年度色麻町一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第１号令和６年度色麻町一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第２号令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第２号を採決いたします。

認定第２号令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第２号令和６年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第３号令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第３号を採決いたします。

認定第３号令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第３号令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しまし

た。

○委員長（小松栄喜君）　認定第４号令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第４号を採決いたします。

認定第４号令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第４号令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第５号令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第５号を採決いたします。

認定第５号令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第５号令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第６号令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第６号を採決いたします。

認定第６号令和６年度色麻町介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第６号令和６年度色麻町

介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第７号令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第７号を採決いたします。

認定第７号令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第７号令和６年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第８号令和６年度色麻町下水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第８号を採決いたします。

認定第８号令和６年度色麻町下水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第８号令和６年度色麻町下水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　認定第９号令和６年度色麻町水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○委員長（小松栄喜君）　これより認定第９号を採決いたします。

認定第９号令和６年度色麻町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。よって、認定第９号令和６年度色麻町

水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○委員長（小松栄喜君）　以上で、特別委員会に付託されました令和６年度各種会計の決算認定審査は全部終了いたしました。

それでは、審査結果の取りまとめに当たり、各委員から何か御意見があれば発言を許可したいと思いますが、何かございませんか。５番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君）　今年度、令和６年の決算において一言申し上げたいと思います。

事業における考え方、成果に対する説明の在り方について、あくまでも町民の碑益になるものでるべきだと思われます。そういったところをしっかりと成果、効果に表し、書面に落とし込めるよう、しっかりした成果表を出していただくよう強く要望したいと思います。

○委員長（小松栄喜君）　ほかにありませんか。10番中山　哲委員。

○委員（中山　哲君）　５番委員と同じくなるかと思いますが、主要政策の成果、効果に関する説明書、町政のあゆみを町民誰もが見ても碑益が分かるように工夫を求めます。

○委員長（小松栄喜君）　ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ほかにないようですので、お諮りいたします。

先ほどの意見の取扱いを含め、審査結果報告の取りまとめについては、委員長、副委員長に一任願いたいと思いますが、それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君）　御異議なしと認めます。これをもって、決算認定審査結果報告の取りまとめについては、委員長、副委員長に一任することに決しました。

これをもって、決算認定審査全員特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後３時３５分　閉会